

## 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書

志布志市長（以下「甲」という。）と鹿児島県LPガス協会曾於支部長（以下「乙」という。）とは、災害時に必要なLPガス等応急生活物資（以下「LPガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、志布志市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、LPガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なLPガス等の供給を要請することができる。

### （要請の方法）

第2条 前条の要請は、災害協力支援要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付することができる。

### （要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

### （LPガス等の指定）

第4条 この協定の対象となるLPガス等は、LPガス、容器（LPガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

### （LPガス等の運搬及び引渡し）

第5条 LPガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議の上、決定する。  
2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、LPガス等を確認の上、引き取るものとする。

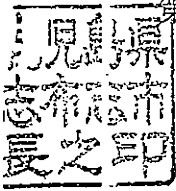
### （費用負担）

第6条 乙が供給したLPガス等の費用負担は、次のとおりとする。

- （1）避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。
- （2）仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

### （担当者等の報告）

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙3）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。



(車両の通行)

第8条 甲は、乙がLPガス等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法律に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定締結の初年度は協定締結日から以後の最初の3月31日までとする。なお、有効期間満了の日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月26日

甲 志布志市有明町野井倉 1756 番地

志布志市長

本田 修一



乙 曾於市末吉町深川 1208 番地 3

鹿児島県LPガス協会曾於支部

支部長

外山 俊明

